

審査において
こんな質問がされました

❶ 広報菊川など自治会から配布物削減を求める声があるがインターネットの閲覧等にシフトする検討はしているか。

また、SNSで市民から意見や提案はあるか。その意見等に対する対応は。

❷ 自治会から配布物が多いと指摘はあるが、現時点でネット閲覧へシフトする具体的な検討は行っていない。情報の即時伝達を図る上でホームページやSNSは非常に有効ではあるが、情報を隅々まで行き渡らせる部分を補完するには、広報紙が不可欠と考えている。自治会文書の配布物削減は、ICTを活用した回覧物電子化の実証実験を進めており、広報紙の扱いも今後方針を定めていく。本市の公式SNSは、市からの情報発信に限定した運用を行っており、市民からの意見や提言をSNSで受け付けることは行っていない。市民の意見等は、ご意見箱や市ホームページ

ジ内の投稿フォーム、また、手紙や電話で受けている。意見等は、秘書広報課で受付後担当課に報告し、当該課内で情報共有し、名前や連絡先の記載があるものは回答も行つ。市長も目を通している。

❸ 新型コロナウイルスワクチン予防接種、今後の事業遂行の体制整備に何が必要か。

❹ 国の計画に基づき令和2年度中に事業計画を作成し、今年度も継続し実施している。希望者への接種は11月末を目途に完了し、加えて3回目の接種について国からの情報を得ながら事業実施に向け予算確保を含めた体制を整備していく。医師会など関係機関との調整や連携が重要であり、ワクチンの取扱いが特殊であること、多くの人が接種対象者となることから集団接種の実施が必要となるため予約センター、会場の確保、運営方法、人員体制の確保、システム改修等が重要になってくる。

❺ 地区センターのWi-Fi、利用制限が30分と短く利用できないとの声があるが、利便性向上のため制限時間を長くするにはどのくらいの費用がかかるのか。その方針はあるか。

❻ 各地区センターのWi-Fiの利用制限は、市役所本庁舎などの施設と同じ1回30分、1日8回まで制限を設けて導入している。利用制限時間や回数の変更には、概算で10万円程度の費用がかかると聞いている。利用制限の緩和等は、地区センターの設置目的外的利用につながるおそれがあるため慎重に対応していく。

❼ 図書館のデジタルコレクション事業の開始予定と効果は。

❽ 国立国会図書館のデジタルコレクション事業は、国立国会図書館で収集保存しているデジタル資料の一部を公共図書館のパソコンから閲覧できるサービスであり、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受けた図書館で利用することができる。利用申請済みであり、承認後両館でサービスを開始する予定。サービスの導入により、絶版などで入手することができない図書や明治期以降の貴重書や雑誌、清代後期以降の漢籍、博士論文、昭和55年以前の放送脚本の一部など、市民の必要な情報へのアクセス手段や教養・知識を高める機会が増えることとなる。また、身近な場所で国立国会図書館所蔵の貴重な資料が閲覧可能となるため、地理的な障害が緩和され、利用者の利便性が向上することにも、このような時期であることから、感染予防対策にもつながる。

